

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：5件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	廃棄物処理建屋監視用テレビカメラ装置にフォーカス調整機能不良が認められたため、当該装置を点検・修理	G III	
2	2号機	主発電機固定子巻線温度記録計に一時的な指示値不良（乱点後、瞬時、オーバースケールし、通常値に復帰）が認められたため、当該記録計を点検・修理	G III	
3	3号機	復水系高圧復水ポンプ（B）の振動記録計に内部回路のヒューズ切れが認められたため、当該振動記録計を点検及びヒューズを交換	G III	
4	5号機	原子炉再循環系ポンプ（B）の軸振動指示計に指示値不良（ハンチング）が認められたため、当該軸振動指示計を点検・修理	G III	
5	5号機	主復水器細管洗浄装置（B2）差圧検出器の洗浄操作のため洗浄水供給元弁を開操作した際、同装置（B2）差圧計洗浄水弁配管接続フランジ部より水のリーク（指1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	